大口町告示第14号

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、平成31年3月22日から本町産業建設部建設課に備え縦覧に供する。

平成31年3月22日

大口町長 鈴木 雅博

- 1 供用及び処理開始年月日平成31年4月1日
- 2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町大字小口字下之段及び字地蔵堂の全部 丹羽郡大口町上小口三丁目、中小口二丁目並びに大字小口字下山伏、字上山伏、 字金三西、字丸の内及び字定光寺の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸5-1号幹線	大口右岸5-2号幹線
起点	大口町余野三丁目地内	大口町大字小口字城屋敷地内
終点	大口町河北一丁目地内	大口町大字小口字定光寺地内
摘要	五条川右岸流域下水道3号幹線に接続	

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり

区域図

